(趣旨)

第1条 この要綱は、村上市外から本市への移住・定住の促進及び関係人口の増加を図るため、市内宿泊事業者及び市内保育園と連携して実施する村上市ショートステイ+保育園利用移住体験事業(以下「本事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) ショートステイ+保育園利用移住体験 単身者や夫婦世帯、子育て世帯等が、一定 期間移住体験ができるようテレワークによる仕事及び子どもの保育(一時預かり)、 地域での交流体験ができるように本市がコーディネートする仕組みをいう。
 - (2) 移住体験希望者 村上市外在住で移住体験を希望する単身者若しくは夫婦世帯の代表者又は子育て世帯等の代表者をいう。
 - (3) 一時預かり事業 本市が実施している村上市一時預かり事業をいう。
 - (4) 宿泊事業者 宿泊事業を営む市内事業者のうち、事業者の施設においてテレワーク が可能で本事業に協力する民間事業者をいう。
 - (5) 交流体験協力者 移住体験希望者との交流体験に協力する個人又は団体をいう。 (市の役割)
- 第3条 本事業の実施に当たり、市は次の各号に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 本事業の周知及び広報
 - (2) 宿泊事業者との宿泊に関する連絡調整
 - (3) 地域住民との交流体験を希望する移住体験希望者と交流体験協力者との交流体験 に関する連絡調整
 - (4) 子育て世帯の移住体験希望者への市内保育園での一時預かり事業の実施調整 (宿泊事業者)
- 第4条 宿泊事業者は、本事業において移住体験希望者の滞在期間中の宿泊等のほか、地域住民との交流体験に関する事項に対し可能な範囲で協力するものとする。

(交流体験協力者)

- 第5条 交流体験協力者は、移住体験希望者が滞在期間中に希望する農作業等の交流体験 に対し市又は宿泊事業者から依頼があった場合に可能な範囲で協力するものとする。 (一時預かり事業の活用)
- 第6条 本事業において活用する一時預かり事業は、村上市一時預かり事業実施規則(平成24年村上市規則第4号)に基づいて行うものとする。

(費用負担)

第7条 本事業に係る宿泊及び一時預かり事業の利用、交流体験に要する一切の費用は、 移住体験希望者の負担とする。

(移住体験の申込み等)

第8条 移住体験希望者は、移住体験を希望する日から起算して1か月前までに村上市シ

ョートステイ+保育園利用移住体験事業申込書(様式第1号)に必要事項を記入して市長に申し込まなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による移住体験の申込みがあったときは、その内容を審査し、適 当であると認めたときは、村上市ショートステイ+保育園利用移住体験事業承認通知書 (様式第2号)により当該申込みを行った者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により移住体験に不適当であると認めたときは、村上市ショートステイ+保育園利用移住体験事業不承認通知書(様式第3号)により当該申込みを行った者に通知するものとする。

(移住体験希望者の要件)

- 第9条 移住体験希望者は、次の各号の全ての要件を満たしていなければならない。
 - (1) 本市の自然環境や生活文化等を体験・体感しようと希望する者
 - (2) 7日以上、14日以内で本市に滞在すること。
 - (3) 村上市暴力団排除条例(平成25年村上市条例第3号)に規定する暴力団、暴力団員 又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者(以下「暴力 団員等」という。)ではない者

(移住体験希望日等の変更)

- 第10条 第8条第2項の規定により移住体験希望の承認を受けた移住体験希望者は、移住体験希望日等に変更があったときは、村上市ショートステイ+保育園利用移住体験事業変更届出書(様式第4号)により速やかに市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による変更の届出があったときは、速やかにその内容を審査し、 適当であると認めたときは、村上市ショートステイ+保育園利用移住体験事業変更承認 通知書(様式第5号)により、移住体験希望者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による変更の届出があった場合で、その内容を審査した結果、不適当と 認めたときは、村上市ショートステイ+保育園利用移住体験事業変更不承認通知書(様 式第6号)により、移住体験希望者に通知するものとする。

(移住体験希望の取消し)

- 第11条 移住体験希望者は、移住体験希望を取り消すときは、速やかに村上市ショートステイ+保育園利用移住体験事業取消届出書(様式第7号)を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の届出があったときは、その内容を確認し、村上市ショートステイ+保 育園利用移住体験事業取消通知書(様式第8号。以下「移住体験事業取消通知書」とい う。)により、移住体験希望者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定するもののほか、移住体験希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、移住体験を取り消すとともに、移住体験事業取消通知書により、移住体験 希望者に通知するものとする。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 申込みの内容に虚偽があったとき。
 - (3) 移住体験希望者が暴力団員等であると判明したとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(宿泊事業者情報の公開)

第12条 市長は、適切な範囲で、宿泊事業者に関する情報を市のホームページへの掲載、 閲覧その他の方法により一般に公開するものとする。

(トラブルの回避)

第13条 移住体験希望者と宿泊事業者との宿泊等の交渉及び移住体験希望者と交流体験協力者との参加等の交渉に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとし、市長はこれに関与しないものとする。

(個人情報の提供)

- 第14条 市長は、移住体験希望者が本事業を申込むに当たって、市に提供した個人情報(以下、「個人情報」という。)について、宿泊事業者及び交流体験協力者に対し提供できるものとする。
- 2 市長は、前項に規定する個人情報の提供に対し、本事業の申込み時に移住体験希望者 から同意を得るものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第15条 移住体験希望者に関する情報を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければ ならない。
 - (1) 個人情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。
 - (2) 個人情報を市長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。
 - (3) 個人情報を毀損し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
 - (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
 - (5) 個人情報の漏えい、毀損、滅失等の事案が発生したときは、速やかに市長に報告し、 その指示に従うこと。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。